

第2章 市民が豊かな暮らしが描ける場を創る

第1節 すくすく育つ“みらい”の子

第2節 いきいきと暮らす“みらい”市民

第3節 みんなで守る“みらい”のまち

第1節 すくすく育つ“みらい”の子

子どもはこれからのつくばみらい市を担う大切な地域社会の一員です。ここ10年の中で子育て世帯が増加している本市においては、子育て支援の施策に力を入れてきました。

現況

我が国においては少子化が急速に進行していますが、本市においては、みらい平地区を中心に人口が増加しており、子どもの数も急増している状況です。6歳未満親族のいる一般世帯の推移を見ると、2005年（平成17年）までは世帯数も6歳未満親族人員も減少傾向で推移していましたが、2010年（平成22年）以降は急激に増加しています。

共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化など子育て世代を取り巻く社会は変化しています。また、核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化、男性の長時間労働により育児参加が進んでいないことなどから、母親の育児の孤立感や不安感を招いていることが問題となっています。

そのような中で2015年度（平成27年度）から子ども・子育て支援新制度が施行され、本市においても「つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもを産み育てやすい環境づくりや安心して子どもを預けられる体制の整備を図るなど、地域ぐるみで子育て世帯の支援を推進してきました。

また、国では「少子化社会対策大綱」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015年改訂版）」において、概ね2020年度末までに、地域の実情等を踏まえながら、子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すこととされています。本市においても、妊娠・出産期から子育て期にわたる総合的相談や支援をワンストップで行えるよう子育て世代包括支援センターを開設したところです。

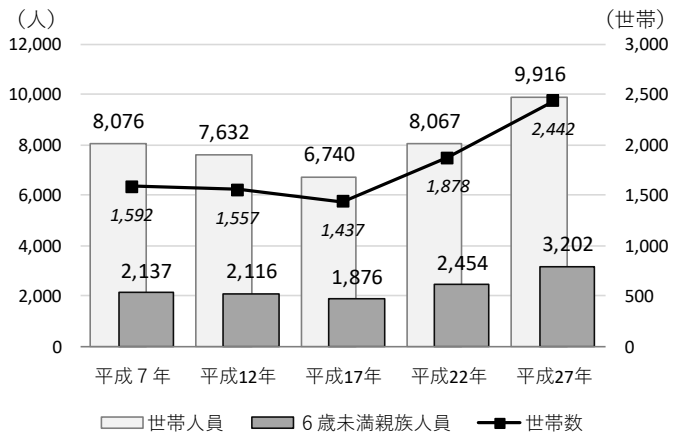
全国では少子化による学校の統廃合や休校が増加し、学校数の減少が続いています。

しかし、本市では、みらい平地区を中心とした人口の増加が、義務教育世代の子どもたちに影響を及ぼし、市立小学校の学級数・児童数に偏りが生じています。2017年（平成29年）5月の市立小学校の児童数と学級数を見ると、複式学級の過小規模校がある一方で38学級の過大規模校もあるという状況になっています。

また、市立中学校においても、みらい平地区で生徒数の増加が見られることから、2016年（平成28年）3月「つくばみらい市義務教育施設適正配置基本計画」を策定し、子どもたちにとってより良い教育環境の整備充実に取り組んでいくこととなりました。

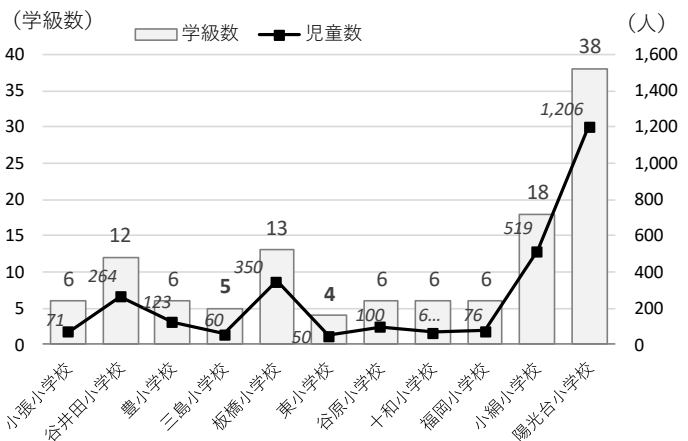
■6歳未満親族のいる一般世帯の推移

（資料：国勢調査）



■市立小学校児童数と学級数（2017年（平成29年）

5月1日現在）（資料：学校基本調査）



子どもたちの教育については、本市の教育の総合的な指針として2017年（平成29年）3月に策定した「つくばみらい市教育振興基本計画」に基づき、幼児教育及び義務教育課程の教育施策を推進していきます。

青少年の健全育成については、学校、家庭、地域や青少年育成団体と連携し、パトロールや街頭指導を行っています。最近では、中高生を中心にスマートフォンが普及し、インターネットやSNSが身近になり、有害情報や違法情報の氾濫、トラブルに巻き込まれたり、子ども自身が加害者になるケースも見られるなど、青少年を取り巻く環境は悪化・複雑化しています。

■防犯パトロール



課題

新しい命を授かった市民が安心して子どもを産み育てることができ、小さな市民である子どもたちが、心豊かに健やかに育っていける環境を整えていくことに取り組んでいく必要があります。そのためには、子育て支援の一層の充実はもちろんのこと、地域社会を構成する一員として子どもを主体とした施策を展開し、子どもたちを地域全体で見守り育てていくこと、そして子ども自身が自らの力で成長し、やがては未来の地域の担い手となることを支援していくことが大切です。

増加している子育て世帯に対しては、今後も親子が地域の中で安心して暮らせるようこれまでの子育て支援策のより一層の充実と、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの相談や情報提供を行い、子育て・子育てを支援していくことが求められています。

義務教育については、小規模校、大規模校それぞれのメリット・デメリットを勘案しつつ、地域の実情に応じた学校づくりに取り組んでいく必要があります。また、これからの地域を担う子どもたちの学力向上はもとより、豊かな心と健やかな体の育成や、安全で安心な環境の中で学校生活を送れることが求められています。

また、若年層の人口定着を図り優秀な地域の担い手を育成するために、大学や本市の資源を生かした映像関連の専門学校等の高等教育機関の誘致に取り組むことが必要です。

青少年健全育成については、時代に対応した情報モラルに関する教育の推進やスマートフォンの利用について家庭でのルールづくりを促進していく必要があります。また、青少年が地域の行事や活動へ参加することを促進し、地域の人々との交流を通して絆を深め、地域全体で青少年に関わり、育成していくことが求められています。

基本方針

■子育て支援

- 妊娠・出産期から子育て期まで切れ目ない子育て支援を推進します。
- 子どもが自ら育とうとする子育てを大切にしたい支援に取り組めます。

■学校教育

- 幼児教育から義務教育までを通した本市の教育指導・支援体制の確立を図ります。
- より良い教育環境を目指し、義務教育施設の整備及び適正規模・適正配置に取り組めます。

■青少年育成

- 学校、家庭、地域及び関係団体の連携・協力体制を強化し、未来の地域の担い手を育成します。

施策の方向（第1節 すくすく育つ“みらい”の子）

項	目
(1) 子育て支援の充実	■ 1 子育て支援体制の充実
	■ 2 保育施設とサービスの充実
	■ 3 子育て世代包括支援事業の充実
	■ 4 幼児教育の充実
	■ 5 幼児教育環境の充実
	■ 6 幼児教育施設の充実
(2) 学校教育の充実	■ 1 義務教育の充実
	■ 2 家庭・地域の教育力の向上
	■ 3 教育環境の充実
	■ 4 健康と安全性の確保
(3) 青少年健全育成の推進	■ 1 青少年健全育成事業の推進及び体制の充実

施策の内容 (1) 子育て支援の充実

■ 1 子育て支援体制の充実

① 子育て支援の推進 2-1-1-1-1

- ・社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化などに迅速に対応するため、「つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市民・関係団体・関係機関・行政等と連携した社会全体で子育てを支える体制づくりを構築します。
- ・地域のネットワークを生かし、地域全体で子育てを支える体制のさらなる強化を図り、相談体制、情報提供の充実に努め、子育て親子の交流や支援を推進します。
- ・一時預かり事業・延長保育・障がい児保育・病後児保育等、多様な保育内容を充実させ、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てにおける負担の軽減に努めます。また、病児保育の設置についても調査・検討します。
- ・児童福祉の専門指導員や相談員の資質向上を図るとともに、気軽に子育てに関する相談ができる体制の充実に努めます。

② 児童の健全育成 2-1-1-1-2

- ・児童の健やかな育成のため、子育て家庭の生活の自立と安定を目指し、相談・指導を行うとともに、経済的支援を実施します。
- ・ひとり親家庭において、仕事と子育てを両立しながら、かつ、児童が心身ともに健やかに成長できるよう、総合的な相談支援の体制強化を図ります。
- ・子どもが安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の充実に努めます。
- ・放課後の子どもたちが、体験活動や地域住民との交流活動を通して、安全に楽しく過ごせる居場所を提供します。
- ・放課後児童クラブへの利用ニーズに的確に対応するため、余裕教室や既存公共施設等の有効活用を検討しながら、児童が放課後安全に生活できる環境の確保を図ります。

■ 2 保育施設とサービスの充実

① 施設の充実 2-1-1-2-1

- ・市内にある既存の保育施設の改修等を進め、安全で安心な保育環境づくりに努めます。
- ・多様な保育サービスの提供ができるよう、さらなる民間活力の導入を検討します。

② 保育サービスの充実 2-1-1-2-2

- ・土曜保育や早朝・延長保育等の保育サービスを充実させ、子育て家庭の様々な実情に合わせたサービスの提供に努めます。
- ・地域で活動する子育て支援団体等との連携を強化し、きめ細かな保育サービスの効果的・効率的な提供に努めます。
- ・定期的に、市内の公私保育施設間の意見交換の場を設け、情報共有や連携強化を図り、保育環境のさらなる向上に努めます。

- ・放課後児童クラブのサービス向上のため、放課後児童支援員の研修会等を実施し資質向上を図ります。
- ・保育士の社会復帰を支援し、保育需要を満たすとともに、資質向上を図り、多様化するニーズに対応します。
- ・公立保育所において、各専門学校等の保育実習生を積極的に受け入れ、保育士の育成支援に努めます。

■ 3 子育て世代包括支援事業の充実

①母子健康管理体制の充実 2-1-1-3-1

- ・妊娠婦や乳幼児の特有な疾患と障がいの早期発見及び事故の予防のため、健康診査、保健指導等の徹底を図ります。

②育児支援の充実 2-1-1-3-2

- ・子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目なく支援します。
- ・妊娠期から子育て期における育児不安の軽減、育児技術の習得、保護者同士の交流を図るための教室等を開催し育児不安を軽減するとともに、保護者の孤立化防止及び父性の育成に努めます。
- ・保健師及び助産師による妊娠婦・乳幼児等への訪問指導や相談、保護者同士の交流及び情報交換の場を充実させ、良好な親子関係の構築と育児不安の軽減に努めます。
- ・子育て家庭における個々のニーズを把握し、その家庭に合った地域の子育て支援サービス等を円滑に利用できるよう、情報の集約・提供、相談、社会資源への働きかけをし、当事者目線の「寄り添い型」の支援を実施します。
- ・地域の子育て支援ボランティアの育成、社会資源の開発等に努め、地域の子育て支援関係機関との連絡・調整、連携、協働を図りながら、子育てにおける地域課題を抽出・共有し、子育て支援のネットワークづくりを積極的に推進します。
- ・将来における生活習慣病を予防するため、乳幼児期からの望ましい食習慣を身につけるための食育を通じた健康づくりに努めます。
- ・親子で食の大切さや楽しみを実感できる体験活動の機会を増やし、健全な食生活の実現と心身の成長を図ります。

③発達支援の充実 2-1-1-3-3

- ・発達の遅れのある未就学児において、集団生活をスムーズに送れるようにするため、集団指導、個別指導、幼稚園及び保育所等への巡回相談を実施し、早期発達支援に努めます。併せて、小学校からの依頼に応じて、臨床心理士による巡回相談を実施します。

■ 4 幼児教育の充実

①教育内容の充実 2-1-1-4-1

- ・小学校への円滑な接続を見通し、幼児の発達の特長や地域の実情に応じた弾力的な教育課程の編成と継続研究を図ります。
- ・安心して幼児教育，学校教育を受けることができるよう保育所・幼稚園・小学校との連携を図ります。
- ・園内研修及び保幼小合同の研修会の実施により，教職員の資質の向上を図ります。
- ・幼児の遊びを通し，体力の増進や知的発展につながる指導の充実を図ります。
- ・地域に開かれた幼児教育施設づくりを目指し，家庭や地域との連携を図ります。

■ 5 幼児教育環境の充実

①就園家庭への支援 2-1-1-5-1

- ・補助金の助成により，私立幼稚園及び認定こども園に幼児を就園させている保護者の経済的負担を軽減し，就園を促進します。
- ・保育参観や園だよりなどを通じて，幼稚園と家庭の相互理解を図ります。

②相談・指導の充実 2-1-1-5-2

- ・発達の遅れなどが心配される未就学児においても，子育て支援と連携しながら，子育てに関する悩みや不安といった問題に対しての相談体制の充実を図ります。

③地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり 2-1-1-5-3

- ・幼児を持つ親を対象にした家庭教育学級などを通じて，保護者が共に成長できる場の充実を図ります。
- ・集団生活に必要な基本的な生活習慣や態度及び社会性を育て，健全な心身の基礎を培う家庭教育の支援をします。
- ・ホームページの充実，地域社会との交流会などを通じて，幼児教育のPR活動を図ります。
- ・各保育所における運動会や発表会等に地域の高齢者を招待し，交流促進に努めます。

■6 幼児教育施設の充実

①幼児教育施設の整備 2-1-1-6-1

- ・幼稚園の施設については、施設の維持管理を適切に行うとともに、施設の耐震化を図ります。
- ・公立幼稚園について、民間の幼稚園・認定こども園の施設規模や立地バランスを考慮しつつ、地域の実情に応じた運営方法や受け入れ体制の改善を図ります。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(1)	■1	子育て支援室の利用満足度	子育て支援室を充実させ、満足度95%を目指す。	89.0% (H27年)	95.0%
	■1	放課後子ども教室参加者数 (延べ人数/年)	放課後子ども教室に参加延べ人数年間12,800人以上を目指す。	11,000 人/年	12,800 人/年
	■2	公立保育所における20時までの延長保育実施施設数	市内の公立保育所の延長時間(19時まで)を、少なくとも2施設を20時まで拡大することを目指す。	0施設	2施設
	■3	(仮称)子育て支援ネットワークの構築	2017年度(平成29年度)内に最低限のメンバーで協議の場を設け仮組織を発足し、徐々にメンバーを加え、2022年度には組織体制の確立を目指す。	0組織	1組織
	■3	新生児訪問割合	出生後早期に訪問し、必要な情報及びサービスを提供することにより、子育ての環境整備を図る。	95.0%	96.0%
	■4	保幼小合同研修会の実施	幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目指す。	2回/年	3回/年
	■5	家庭教育学級事業が子育てのためになったとする学級生の割合	100%の達成を目指す。	96.4%	100.0%
	■5	ペアレントトレーニングリーダーの養成講座を修了したボランティア数	養成講座修了者(ボランティア)6人を目指す。	0人	6人
■6	幼児教育施設の耐震化率(非構造部材を含む)	耐震化率(非構造部材を含む)100%を目指す。	33.3%	100.0%	

施策の内容 (2) 学校教育の充実

■ 1 義務教育の充実

①豊かな感性と学力の向上 2-1-2-1-1

- ・「つくばみらいいきいきプラン」を推進し、児童生徒の健全育成に努めます。
- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成に努めます。
- ・児童生徒の個性や適性に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。
- ・学習指導や生徒指導など、9年間を見通した小中一貫教育の充実を図ります。
- ・子どもたちが主体的に将来の方向性を決定できるよう、キャリア教育・職業教育の充実を図ります。
- ・子どもの豊かな情操と社会を生き抜く力をはぐくむ教育を推進します。
- ・市の自然や歴史・文化を生かした郷土教育を推進します。
- ・英語教育の充実とコミュニケーション能力の育成に努めます。
- ・ICTを活用した教育の充実を図ります。

②特別支援教育の充実 2-1-2-1-2

- ・特別支援教育を着実に発展させ、可能な限り障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒とが共に学ぶことができるよう配慮しつつ、教育内容や方法の改善を図ります。
- ・乳幼児を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、その後の特別支援教育を円滑に進めます。
- ・医療・福祉等の関係機関と連携し、児童生徒一人ひとりの自立を目指した就学指導や障がいの程度に応じた学校施設・指導体制の充実を図ります。

③安心して学べる環境づくり 2-1-2-1-3

- ・「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめや暴力行為等の未然防止に最善を尽くすとともに、早期の解決を図ります。
- ・教育相談体制の充実やカウンセリング機能の充実を図ります。
- ・学校・家庭・地域社会の連携と相互理解を深め、三者一体となった指導体制の充実を図り、開かれた学校づくりを推進します。
- ・経済的に就学が困難な家庭に対し、学用品・医療費・給食費等の支援を実施します。

④教職員の資質向上 2-1-2-1-4

- ・質の高い学習を実現するために教員の資質能力向上を図ります。

■ 2 家庭・地域の教育力の向上

①家庭と地域の教育力の向上 2-1-2-2-1

- ・家庭教育の持つ役割を家庭が担えるよう、地域や学校と連携するとともに学習機会の充実を図ります。
- ・子育て経験者などの地域の人材を生かした交流や相談などを行い、支援の充実を図ります。

②地域とともにある学校づくり 2-1-2-2-2

- ・学校と地域が連携し協働する体制の構築を図ります。
- ・学校や公民館などを核とした地域コミュニティを生かした教育を促進します。

■ 3 教育環境の充実

①質の高い教育環境の整備 2-1-2-3-1

- ・児童生徒の教育環境を担保するために、小中学校の適正規模・適正配置を推進します。
- ・各学校の教育課題に対して、迅速かつ的確な取組を進めるため、教職員の配置の充実に努め、様々な指導体制の工夫・改善を図ります。
- ・市奨学金貸付事業によって、高等学校、大学等のより高度な学問機関への進学を支援します。

②高等教育機関の誘致 2-1-2-3-2

- ・優秀な人材確保や地域にとって必要な人材を育成するため、小、中、高の一貫校を含めた大学等高等教育施設の誘致を引き続き推進します。
- ・茨城県等と連携し、ワークステーション江戸の立地を生かした映像・映画の専門学校等の誘致について検討を進めます。

③学校施設の整備 2-1-2-3-3

- ・体育館等の非構造部材の耐震化を進めるとともに、老朽による改築・改修を計画的に行い、学校施設環境の向上を図ります。
- ・ユニバーサルデザイン、防犯対策など快適な教育環境の充実を図ります。
- ・学習指導要領に基づく教育の効果を高めるため、教育用コンピュータや学校図書など教材・教具の整備充実を図ります。

■ 4 健康と安全性の確保

①学校給食の充実と食育の推進 2-1-2-4-1

- ・児童生徒の健全な発達に資するため、衛生・栄養面に配慮した給食の提供に努めます。
- ・学校給食を通じて、児童生徒がより望ましい食生活習慣を身につけるよう家庭と連携を深めながら効果的に指導します。
- ・地元で採れた農産物を取り入れた学校給食を活用し、児童生徒の「食」への理解を深めます。

②健康の保持・増進と体力の向上 2-1-2-4-2

- ・児童生徒及び教職員の健康診断を行い、心身の健康の向上を図ります。
- ・スポーツ団体・家庭及び地域と連携を促進し、スポーツ活動の充実を図ります。

③学校安全の向上 2-1-2-4-3

- ・学校への不審者侵入による事故等を防ぐため、防犯カメラ等による監視など安全確保を継続して実施します。
- ・児童生徒に自らの安全を守る能力を身につけさせるための安全教育を推進します。
- ・保護者への迅速かつ正確な情報配信力の向上を図ります。
- ・関係機関との連携を推進し、地域の防犯意識を高め、児童生徒の安全性の向上を図ります。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(2)	■ 1	国語，算数（数学）が好きな児童生徒の割合	毎年1ポイントの増加を目指す。	小学6年生 国語 69.3% 算数 68.7% 中学3年生 国語 54.2% 数学 63.5%	小学6年生 国語 74.0% 算数 73.0% 中学3年生 国語 59.0% 数学 68.0%
	■ 2	家庭学習の手引きを活用している児童生徒の割合	毎年1ポイントの増加を目指す。	小学校 80.0% 中学校 68.0%	小学校 85.0% 中学校 73.0%
	■ 3	学校施設の耐震化率（非構造部材を含む）	耐震化率（非構造部材を含む）79.1%を目指す。	47.6%	79.1%
	■ 3	高等教育機関の誘致	小中高一貫教育施設やワープステーション江戸の立地を生かした映像関連専門学校の誘致を推進する。	—	1校
	■ 4	体力テストにおける段階別総合評価A+Bの割合	毎年1ポイントの増加を目指す。	小学校 47.0% 中学校 54.0%	小学校 52.0% 中学校 59.0%

施策の内容 (3) 青少年健全育成の推進

■ 1 青少年健全育成事業の推進及び体制の充実

① 青少年育成体制の強化 2-1-3-1-1

- ・学校、家庭、地域の連携協力体制を強化するとともに、相談体制の充実を図り、市民一体となって明日の郷土を担う青少年の心身ともに健全な育成を図ります。
- ・青少年の非行及び被害の早期発見・未然防止のため、学校、家庭、地域関係機関、団体との密接な連携により、街頭指導の強化を図ります。
- ・青少年の健全な育成を図るため、地域活動における指導者の資質の向上に努めます。また、地域行事や奉仕活動等への青少年の自主的・自発的な地域活動の参加を促進します。
- ・各種青少年団体やグループの自主的な活動の支援・育成に努め、青少年の参加を促し、交流する機会の充実を図ります。
- ・インターネットの普及に対応し、青少年を取り巻く有害情報対策を推進します。

② 世代間交流の推進 2-1-3-1-2

- ・地域の文化や伝統行事を継承し、地域活動を担うことができる青少年を育成するために、幅広い知識と経験を有する高齢者との世代間交流を図るなど、多世代の交流機会づくりを推進します。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(3)	■ 1	「青少年健全育成に協力する店」への登録店舗の割合（コンビニエンスストア・携帯電話販売店・飲食店等）	100%の達成を目指す。	66.0%	100.0%
	■ 1	携帯電話・スマートフォンの使い方について、家の人との約束を守っている児童生徒の割合	毎年1ポイントの増加を目指す。	小学6年生 50.4% 中学3年生 48.5%	小学6年生 55.0% 中学3年生 53.0%

写真配置

第2節 いきいきと暮らす“みらい”市民

平均寿命が男女とも80歳を超える長寿社会において、すべての市民が生涯にわたり健康で、生きがいを持ち、楽しく暮らせる社会を、どのように実現していくかが重要となっています。

現況

我が国では、1970年（昭和45年）に高齢化率が7%を超えて高齢化社会となり、その後も急速に高齢化が進行し、2007年（平成19年）に21.5%となり超高齢社会となっています。本市においても総人口は増加傾向で推移していますが、同時に高齢化率も上昇しており、2009年（平成21年）に超高齢社会へと転じ、その後も上昇を続け2016年（平成28年）には24.9%となっている状況です。

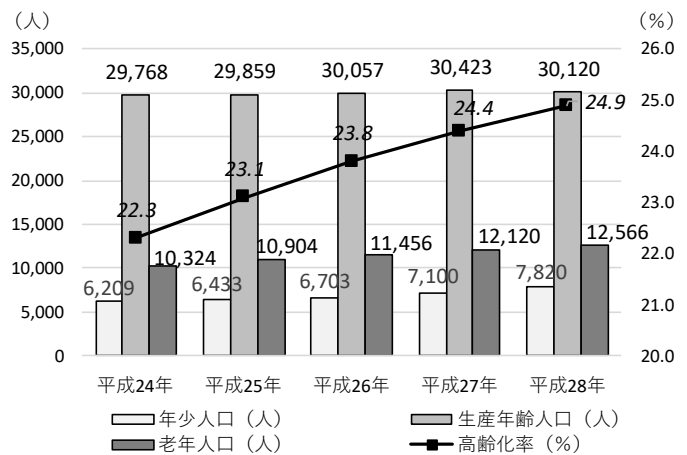
国民の平均寿命は長くなっているものの、現代における様々な社会環境の変化に伴う生活の乱れによる生活習慣病の増加や過度なストレスにより心の健康を害する人が増えています。また、ライフスタイルの多様化や嗜好の変化に伴う栄養の偏りや食の安全性への不安など食育に関する問題も生じています。

本市では、2012年（平成24年）に「健康つくばみらい21」を策定し「すべての市民が生涯にわたり健康で明るく元気に生活できるまちの実現」を目指し様々な取組を展開、また、同時期に策定した「つくばみらい市食育推進計画」により食育の推進を進めてきました。しかし現状では、高齢化に伴う要支援・要介護認定者数の増加や心疾患や脳血管疾患といった循環器系の疾患による死亡率が高い状況にあります。そこで、2016年（平成28年）に「第2次つくばみらい市健康増進計画・食育推進計画」を策定し、市民のさらなる健康増進のために取り組んでいるところです。

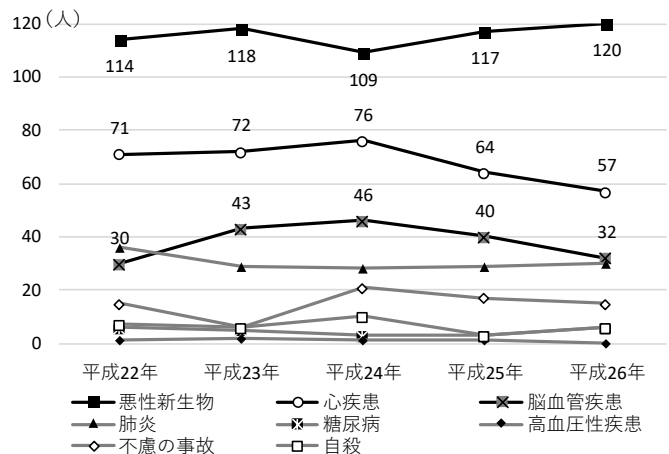
また、本市には大きな病院がないことから、近隣自治体と連携し、市民が安心して医療サービスを受けられる救急医療体制の確保と情報提供に努めています。

■年齢3区分人口と高齢化率の推移

（資料：住民基本台帳 各年4月1日現在）



■死因別死亡数の推移（資料：健康増進課）



国では、教育基本法の規定を踏まえ、“誰もがいつでもどこでも”学習することができ、また、学習成果を生かすことのできる「生涯学習社会」の実現を目指しており、本市においても、2017年（平成29年）策定した「つくばみらい市教育振興基本計画」の中で、生涯学習の取組方向として、「いつでも、どこでも、だれでも参加できる生涯学習体制の整備」を掲げています。

市民の生涯学習の取組状況としては、公民館の定期講座数は2016年（平成28年）に減少しているものの、参加者数は前年と同等を保持しており、一定のニーズがあることがわかります。一方で、1日講座の参加者数は減少している状況です。

生涯にわたる心身の健康を保持し増進させていくには、市民一人ひとりが、自らの健康をコントロールし改善していくことが必要であり、ライフステージごとに健康への取組を積み重ねていくことが重要です。市民のスポーツ活動の取組状況としては、社会体育施設の利用人員の推移では全体的に減少傾向となっている中、テニスコートの利用者はやや増加しています。

課 題

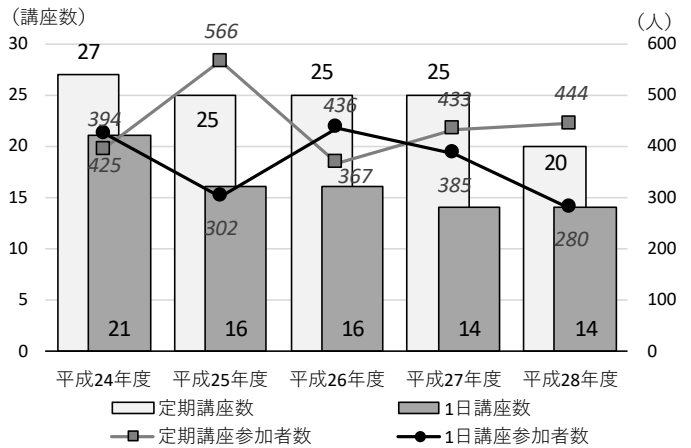
多くの高齢者が現役で活躍しており、地域社会で担う役割も増え、社会から支えられる人から社会を支える人となっている今、地域で活動していくための多様な取組が重要です。

これからは、市民が心身ともに質の高い豊かな生活を送れるよう健康寿命を伸ばしていくことが求められています。自らの健康と体力の保持・増進のためには、すべての市民が、望ましい生活習慣や食習慣を身につけていくことが必要であり、食生活改善等に関わる人材確保が課題となっています。

また、市民が生きがいを持ち、いきいきと暮らしていくためには、自らを高める学習活動やスポーツに取り組む機会の提供や参加を促すために情報提供の強化が必要となっています。社会教育施設や予約システムなどの利便性の向上、幼児から高齢者までがいつでも気軽にスポーツを楽しむことができるスポーツ・レクリエーション環境が求められています。

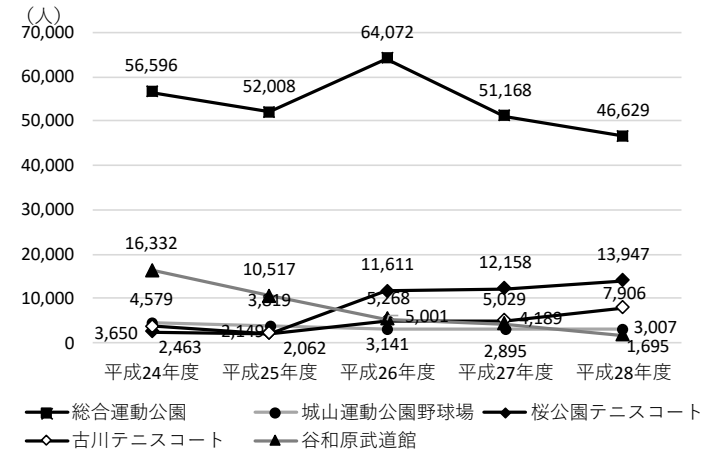
■公民館講座数と参加者数の推移

（資料：生涯学習課）



■社会体育施設利用人員の推移

（資料：生涯学習課）



■スポーツフェスティバル



基本方針

■健康づくり

- 市民の健康寿命の延伸を目指します。
- 健康な生活習慣の知識や食生活についての意識を高めるため、市民への啓発に取り組みます。

■生涯学習

- 各ライフステージのニーズに対応した学習機会を提供します。
- シニア世代が生きがいを持ち、より充実したセカンドライフが送れる取組を推進します。

■スポーツ・レクリエーション

- スポーツイベントを通して、市民の交流を深めていきます。
- 気軽にスポーツ・レクリエーションが楽しめる場の充実を図ります。

施策の方向（第2節 いきいきと暮らす“みらい”市民）

項	目
(1) 市民の健康づくりの推進	■ 1 健康寿命の延伸を目指した取組の推進
	■ 2 感染症予防の推進
	■ 3 医療施設と診療体制の充実
(2) 生涯学習の推進	■ 1 生涯学習環境の充実・整備
(3) スポーツ・レクリエーションの推進	■ 1 スポーツ・レクリエーション活動の推進
	■ 2 スポーツ・レクリエーション団体の育成
	■ 3 スポーツ・レクリエーション施設の充実・整備

施策の内容 (1) 市民の健康づくりの推進

■ 1 健康寿命の延伸を目指した取組の推進

①望ましい生活習慣の推進 2-2-1-1-1

- ・市民自らが健康的な生活習慣を実践できる力を身につけるため、各分野において正しい知識の普及啓発に努め、主体的に健康づくりを実践、継続できるよう支援します。

②生活習慣病等重症化予防の推進 2-2-1-1-2

- ・生活習慣病の早期発見・早期治療に向けて、定期的な健康診査の受診を勧奨します。
- ・生活習慣病の予防に関する正しい知識の普及啓発に努め、生活習慣の改善や重症化予防に向けた健康教室を開催します。
- ・がん検診の推進を図り、がん予防啓発活動に努めます。また、がん患者の社会参加のための支援体制の整備を図るとともに、がん教育の推進により、がんという疾病への理解を深め、学校や職場が、患者や家族を自然に受け入れる地域づくりに努めます。

③健康づくりのための社会環境の整備 2-2-1-1-3

- ・関係各課、各種団体などが連携し、市民や地域が主体となった健康づくりが実践できる環境を整備します。

④望ましい食習慣の推進 2-2-1-1-4

- ・生涯にわたって心身ともに健康に過ごすことができるよう、生活習慣病の予防を中心とした食育を推進します。
- ・身近なところから食育に取り組む機会や支援が得られるよう、人材育成、情報提供に取り組み、食環境づくりを推進します。

⑤心の健康に関する支援の充実 2-2-1-1-5

- ・精神面での問題を抱えている方への相談を行い、受診、受療、社会復帰を図れるよう心の健康づくりの保持増進に努めます。
- ・ゲートキーパーの養成を図るとともに、自殺予防啓発活動に努め、自殺防止対策を推進します。

■ 2 感染症予防の推進

①感染症まん延の予防 2-2-1-2-1

- ・感染症まん延を予防するため、予防接種について効率的な啓発を促し、接種率の向上に努めます。
- ・感染症予防対策が、関係機関との円滑な連携の下に実施できるよう、研修会等を通じ感染症予防意識の向上を図るとともに、啓発に努めます。
- ・新型インフルエンザ等未知の感染症については、「つくばみらい市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき感染の拡大防止に努めます。

■ 3 医療施設と診療体制の充実

①地域医療体制の充実 2-2-1-3-1

- ・「茨城県保健医療計画」を踏まえ、市内への中核的病院の誘致に向けて、引き続き茨城県や医療機関への働きかけを推進します。
- ・地域医療については、身近で頼れる「かかりつけ医」を持つことで、効率良く継続性のある医療を受けることができるため、かかりつけ医の必要性について周知していくとともに、医療連携の重要性についても啓発をしていきます。

②福祉医療等の助成 2-2-1-3-2

- ・妊産婦，小児，ひとり親家庭，重度心身障がい者等を対象に医療費を助成し，健康の保持促進と経済的負担を軽減し，生活の安定を図れるように努めます。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(1)	■ 1	市がん検診受診率	がんによる死亡者を抑制していくため，がん検診受診者数の増加を目指す。	肺がん 26.4% 胃がん 9.1% 大腸がん 21.7% (H27年)	肺がん 28.0% 胃がん 9.5% 大腸がん 23.0%
	■ 1	自殺予防に関する研修会の受講者数	年間 30 人の受講者を目指す。	16 人/年	30 人/年
	■ 2	麻しん風しん予防接種接種率	感染症まん延を予防するため，予防接種について啓発を促し接種率向上を図る。	97.1%	98.5%
	■ 3	かかりつけ医を持っている人の割合	かかりつけ医を持つことで継続性のある医療を受けることができる。	—	75.0%

施策の内容 (2) 生涯学習の推進

■ 1 生涯学習環境の充実・整備

①生涯学習事業の充実 2-2-2-1-1

- ・市民の生涯学習に対する興味関心を高めるとともに、市民のニーズに合った様々な講演会やイベントの開催により市民の生涯学習への自主的な参加を促します。また、ボランティア養成講座、資格取得や生活に役立つ講座や教室など、多様な学習ニーズに合った生涯学習事業・講座の充実を図ります。
- ・市民の生涯学習活動を支援するため、よつわ大学や公民館講座を推進します。
- ・市民の学ぶきっかけとなり、また学習機会の選択ができるよう、団体やサークル、講座・教室の開催情報や指導者の情報など、その情報提供の充実を図ります。地域の優れた人材を生涯学習講座等での指導者として生かすために登録する人材バンク制度の活用を図ります。
- ・生涯学習を総合的に推進するため、各関係機関・各種団体等との横断的な情報共有と連携を図り、生涯学習の支援体制の充実を図ります。

②学習拠点の充実・整備 2-2-2-1-2

- ・生涯学習活動の効果的推進のため、身近な施設である公民館やコミュニティセンターなどについて、利便性を高めるとともに、安全・快適に活動ができるよう、適切な維持管理をします。
- ・「総合福祉施設さらくやまふれあいの丘」などの地域住民の身近な学習と交流の場となっている施設については、あらゆる活動の拠点としての利用促進に努めます。

③図書館事業の充実 2-2-2-1-3

- ・長期的な構想に基づき、計画的に蔵書整備を推進します。
- ・利用者の多様なニーズに対応した資料・情報の充実を図るとともに、地域の歴史や文化などに関する資料の収集・保存・情報の発信を通じ、図書館の利用促進に努めます。
- ・インターネットを活用し、ホームページによる情報提供や図書の貸出予約など、利用者の利便性の向上に努めます。
- ・他館との相互貸借等、国や他団体との連携の強化に努めます。
- ・図書館利用の環境整備として、障がい者・高齢者等が円滑に図書館を利用できるよう、施設・設備の改善と整備に努めます。
- ・子どもが読書に親しむことができる環境づくりを推進します。

.....

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(2)	■ 1	公民館講座に初めて参加する人の割合	多様な学習ニーズに合った生涯学習事業・講座を提供し、市民の生涯学習に対する興味関心を高める。	21.0%	30.0%
	■ 1	市民1人当たりの図書貸出冊数	市民のニーズを的確に捉え、また、一層のサービス向上に努め、図書貸出冊数の増加を目指す。	4.50冊/人	5.00冊/人

施策の内容 (3) スポーツ・レクリエーションの推進

■ 1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

① スポーツ・レクリエーション活動の充実 2-2-3-1-1

- ・心身の健康の保持・増進を図り、健康で活力にあふれた市民生活を送るため、様々なスポーツ・レクリエーションにふれあう機会として、「スポーツフェスティバル」等のイベントの開催や各種スポーツ大会等を開催し、スポーツ・レクリエーションに親しむことができる場の提供を図ります。
- ・市民の誰もが「いつでも」「どこでも」スポーツに親しみ、ライフステージに合わせたプログラムを実行できるスポーツ社会の実現にむけ、総合型地域スポーツクラブを支援します。

■ 2 スポーツ・レクリエーション団体の育成

① 指導者の育成 2-2-3-2-1

- ・市民が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に参画できる環境にするため、総合型地域スポーツクラブの支援や各種スポーツ指導者の育成を図ります。

② スポーツ活動団体等の育成 2-2-3-2-2

- ・体育協会や障がい者スポーツ団体等の活動の支援を行い、スポーツ推進事業等への主体的な取組を促進するとともに、総合型地域スポーツクラブを中心に、地域のスポーツ活動のネットワーク化が促進されるよう、スポーツ団体等の育成を図ります。

■ 3 スポーツ・レクリエーション施設の充実・整備

① 拠点施設の充実・強化 2-2-3-3-1

- ・スポーツ施設の整備や施設の充実に努め、快適で安全に利用できるスポーツ拠点施設の管理運営を図ります。

② 利用しやすい環境整備 2-2-3-3-2

- ・学校体育施設や公共スポーツ施設の利用時間帯・予約方法等の工夫により、利用しやすい環境の整備を図ります。
- ・市民の地域でのスポーツ活動における活動場所の拡充を図ります。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(3)	■ 1	成人の週1回以上のスポーツ実施率	県スポーツ推進計画と同じ60%を目指す。(「スポーツフェスティバル」等の不特定多数の市民が集まるイベント等でアンケートを実施)	—	60.0%
	■ 2	スポーツ関係団体等の会員数	スポーツ関係団体等の会員数の5%増加を目指す。	2,346人	2,500人
	■ 3	スポーツ施設の利用者数	スポーツ施設の充実に努め、利用しやすい環境の整備を行うことにより、施設の利用者数の25%増加を目指す。	73,348人	90,000人

第3節 みんなで守る“みらい”のまち

すべての市民が、住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくには、市民の命や財産を守る防災や防犯、交通安全対策に加え、社会生活をする上で立場が弱い人への援助や、生活に困窮する人の最低限の生活の保障や自立援助などの取組が不可欠です。

現況

近年、世界各地で地球温暖化による様々な気候変動による災害が報告されています。2011年（平成23年）3月の東日本大震災、2015年（平成27年）9月の関東・東北豪雨では鬼怒川の決壊により本市にも被害がおよびました。その後も、2016年（平成28年）4月の熊本地震、そして2017年（平成29年）7月の秋田豪雨・九州北部豪雨と、立て続けに発生する自然災害には脅威を感じます。

また、他国から発射された弾道ミサイルが、日本に飛来する可能性があるかと判断された場合には、全国瞬時警報システム「Jアラート」が起動し、国民への安全確保に関する伝達が行われます。

このような状況に対し、本市では、「つくばみらい市地域防災計画・国民保護計画」等に基づき、災害等から市民の生命、身体、財産を守り、安全な生活を確保していくための予防体制と消防力の充実に取り組んできました。

本市では都市化が急速に進展する中、空き巣・車上荒らしなどの犯罪も増加が見られ、2016年（平成28年）の乗り物盗の犯罪率は県内でワースト10位となっています。

超高齢社会となり、高齢化率の上昇が続いている本市においては、限られた財源の中で、増大する高齢者の医療・介護ニーズに対応するため、2018年（平成30年）、国の基本指針に基づき「つくばみらい市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定しました。

障がい者福祉については、国における「障害者権利条約」の批准、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」の施行など、また、茨城県における「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例（茨城県障害者権利条例）」など、制度の整備が進展しています。

これら国・県の動向を踏まえ、本市においても2017年（平成29年）、「第3期つくばみらい市障がい者計画」を、また2018年（平成30年）には、障がい福祉の充実に図るため「第5期つくばみらい市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」を策定し、本市の障がい福祉施策を推進していきます。

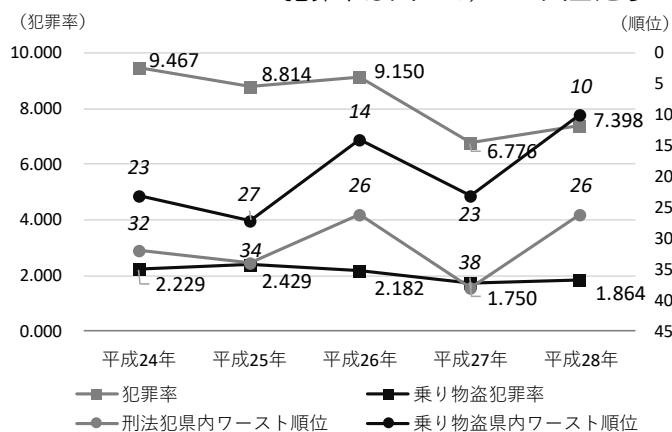
■水防訓練



■犯罪率及び県内ワースト順位の推移

（資料：茨城県警察 各年12月末）

*犯罪率は人口1,000人当たり



社会情勢や地域社会の変化とともに、まちづくりの課題や市民のニーズは福祉・保健・医療やその他の生活関連分野全般にわたり複雑かつ多様化しています。そのため、地域の中で住民相互の支え合い、助け合いが活発に展開されていくことが重要であることから、2018年（平成30年）に「つくばみらい市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。引き続き自助・共助・公助を重層的に組み合わせた地域ぐるみの福祉を推進していきます。

少子・高齢化の急速な進行や疾病構造の変化、高度な医療技術の進展などにより医療費が増加しています。また、病気や高齢化、障がい、失業など生活上の問題を抱えた生活保護受給世帯は年々増加しています。

本市では厳しい財政運営状況の中で市民の健康の増進を確保し、安心して医療が受けられるよう、医療費の適正化や、国民健康保険の収納率の向上など負担の公平に努めています。また、市民の高齢期の生活の基盤を支えるための国民年金制度の意義や役割について周知・啓発を行うとともに、介護保険制度の安定した運営に取り組んでいます。

課 題

地域社会においては、人々が互いに支え合い、助け合いながら心豊かに暮らす、すべての市民にとっての安全・安心なまちづくりを進めていくことが大切です。

今後も地域の安全な暮らしを守るため、行政と市民が協力し合う防災体制の強化を図ることが重要であり、市民の防犯意識の高揚や地域の防犯体制を強化していく必要があります。

高齢者福祉については、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で快適に暮らしていけるよう、また、家族の介護負担軽減のための取組の充実が求められています。

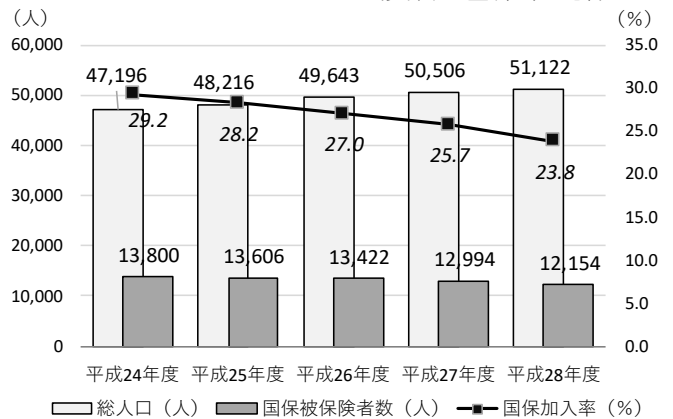
障がい者福祉については、今後も、関連する法律や制度、国の施策の見直しに合わせ、障がい者計画に柔軟に取り組むとともに、障がい者が地域で自立し、共生していく社会の実現を目指して、障がい者福祉施策の一層の充実を図る必要があります。

市民の幸せな暮らしの実現のためには、地域社会の中ですべての人が互いに支え合いながら、自立した生活が送れるよう、福祉意識の啓発を図っていく必要があります。

行政は、市民が将来にわたり安心して暮らしていけるよう、今後も、国民健康保険事業の安定運営や、市民の国民年金への加入促進、納付意識の向上を図っていく必要があります。また、安定した介護保険制度の運営、高齢者が安心してサービスを受けられる環境整備、介護サービスの量と質の均衡がとれた供給体制の整備なども求められています。さらに、低所得者世帯などへの自立に向けた支援や相談体制の充実を図る必要があります。

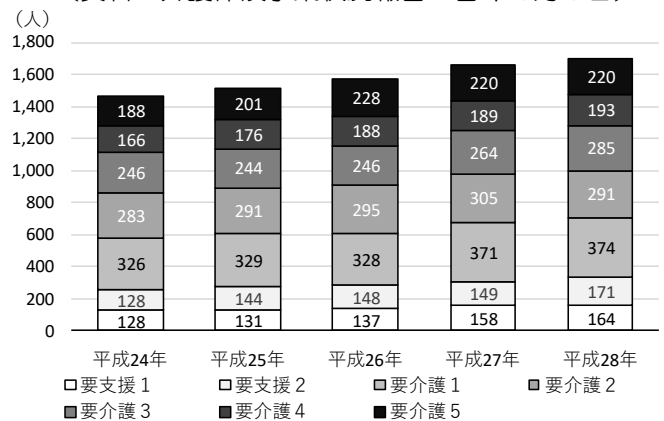
市総人口と国民健康保険被保険者の推移

（資料：国保年金課）



要支援・要介護認定者の推移

（資料：介護保険事業状況報告 各年4月1日）



基本方針

■安全・安心なまち

- 市民と行政の協働により，まちの安全を図ります。
- 市民の地域への帰属意識や共助意識の向上を促進します。

■高齢者福祉

- 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って元気に生活することを目指します。
- 高齢者一人ひとりの状態や必要に応じた介護支援を行います。

■障がい者福祉

- 障がい者が地域で安定した暮らしができることを目指します。
- 誰もが暮らしやすいノーマライゼーションのまちづくりを推進します。

■地域福祉

- 互いに支え合い，助け合い，安心して暮らしていけるまちづくりを目指します。

■社会保障

- 市民が安心して生活できるよう保障します。

施策の方向（第3節 みんなで守る“みらい”のまち）

項	目
(1) 安全・安心なまちづくりの推進	■ 1 消防・救急体制の充実
	■ 2 防災対策の充実
	■ 3 危機管理体制の充実
	■ 4 防犯対策の充実
	■ 5 交通安全対策の充実
(2) 高齢者福祉の充実	■ 1 生きがいづくりの推進
	■ 2 高齢者の生活支援
	■ 3 在宅福祉の充実
	■ 4 福祉施設の充実
(3) 障がい者福祉の充実	■ 1 障がい者福祉の推進
	■ 2 社会参加の促進
	■ 3 相談体制・情報提供の充実
(4) 地域福祉の推進	■ 1 地域福祉推進体制の整備
	■ 2 地域福祉活動の推進
(5) 社会保障の充実	■ 1 国民健康保険制度及び国民年金制度の健全な運営
	■ 2 介護保険制度の健全な運営
	■ 3 低所得者福祉の充実

施策の内容 (1) 安全・安心なまちづくりの推進

■ 1 消防・救急体制の充実

①消防・救急の充実 2-3-1-1-1

- ・市民の生命・身体・財産を守るため、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部の消防・救急体制の充実を促進します。
- ・自動体外式除細動器（AED）の設置を推進するとともに、誰もが躊躇なく使用できるよう、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部が実施する普通救命講習会開を促進し、救命率の向上を図ります。

②救急医療体制の充実 2-3-1-1-2

- ・市民が安心して医療サービスを受けられるよう、初期救急医療・二次救急医療に対し、構成市町等と連携し救急医療体制の確保に努めます。また、必要な情報を提供していきます。

③地域の火災予防の強化・充実 2-3-1-1-3

- ・既存の消防水利の維持管理に努めるとともに、消防法による整備基準に基づきながら、防火水槽、消火栓等の計画的な施設整備を推進します。
- ・消防団員の確保を重点的に行い、組織の強化を図ります。
- ・災害に対し迅速に対応できるよう、消防団の体制強化を図るとともに、市内消防署と連携を深めます。
- ・消防団車両の計画的な更新により、地域の消防力の強化を図ります。

■ 2 防災対策の充実

①防災体制の確立 2-3-1-2-1

- ・自主防災組織の必要性を啓発していくとともに、組織の結成や活動に対する支援を行い、組織づくりを促進します。
- ・災害が発生した際の早急な対応をするため、茨城県を含めた他自治体との連携や民間活力を生かした災害協定を結ぶことにより、防災体制の強化を図ります。

②防災意識の啓発 2-3-1-2-2

- ・洪水ハザードマップ等を基に、的確な判断による避難準備や避難行動ができるよう、市民の防災意識の向上を図ります。
- ・洪水や土砂災害から市民を守るため、気象庁や国が発表する警報を注視し、事前行動計画（タイムライン）の活用による防災体制の整備に取り組みます。

③災害発生時の応急対策 2-3-1-2-3

- ・「つくばみらい市地域防災計画」に基づき、災害時における必要な資機材及び食料等の備蓄・確保を計画的に行います。
- ・茨城県や近隣自治体及び関係機関と連携を図り、防災対策の強化を推進します。

- ・災害発生時には災害ボランティアと連携し、被災者のニーズに対応した支援活動に努めます。

④建物等の耐震改修の促進 2-3-1-2-4

- ・「つくばみらい市耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震性向上を促進します。
- ・木造住宅の耐震化率向上を促進するため、木造住宅耐震診断士の派遣や住宅耐震補強に対する補助金の交付を実施します。
- ・災害の拡大防止に重要な役割を果たす公共建築物などの耐震性向上を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

⑤災害予防対策 2-3-1-2-5

- ・茨城県から指定された土砂災害警戒区域等の急傾斜地について、災害に備えた現場確認や、円滑な避難判断に必要な情報を、対象地域に周知するため、印刷物の配布等を行います。

■ 3 危機管理体制の充実

①災害時の情報体制の確立 2-3-1-3-1

- ・市民に対する広報・啓発活動をさらに推進し、メール配信サービス登録者の促進を図り、災害時の危機管理情報や、避難勧告・避難指示等の情報をより多くの市民に伝達する体制を確立します。
- ・大規模災害が発生した際に、適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行するため、業務継続計画を策定します。

②国民保護計画 2-3-1-3-2

- ・武力攻撃事態等においては、「つくばみらい市国民保護計画」に基づき、市民の協力、他の機関との連携協力の下、国民保護措置を的確かつ迅速に推進します。

■ 4 防犯対策の充実

①防犯活動の充実 2-3-1-4-1

- ・警察等の関係機関と連携し、市内での犯罪発生状況をお知らせします。また、自主防犯組織による地域安全パトロールや各種広報活動を支援します。
- ・常総地区防犯協会を中心とした防犯組織の育成強化に努めます。

②防犯施設の充実 2-3-1-4-2

- ・夜間における犯罪の未然防止と通行の安全確保のため、市民の理解と協力の下、新たな防犯灯の設置を行うとともに、LED化を進める等適切な維持管理を図ります。
- ・公園など多くの市民が利用する公共的施設については、防犯上の視点にも配慮した整備に努めます。

■ 5 交通安全対策の充実

①交通安全意識の高揚 2-3-1-5-1

- ・運転に不安を抱える 65 歳以上の高齢者が、運転免許を自主的に返納しやすい環境づくりに努めます。
- ・関係機関や交通安全組織などと連携を図り、学校、地域などを通じて、世代に応じた適切な交通安全運動を推進し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。
- ・常総地区交通安全協会、交通安全母の会連合会等を中心とした交通安全組織の活動支援とともに育成強化に努めます。
- ・県民交通災害共済への加入を促進することにより、交通事故による被害者の救済及び手続き等に関する支援に努めます。

②交通環境の整備 2-3-1-5-2

- ・交通の安全と円滑化を推進するため、道路反射鏡、警戒標識、路面表示等の計画的な整備に努めます。
- ・信号機の改善・設置などについては、関係機関に要請し、交通安全施設の整備拡充に努めます。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016 年度 (H28 年度)	目標値 2022 年度
(1)	■ 1	消防団員定数充足率	地域防災力の強化を図るため、消防団の団員確保 100%を目指す。	83.0%	100.0%
	■ 2	災害協定の締結数	災害時における応援協定の締結数の増加を目指す。	27 件	33 件
	■ 2	自主防災組織結成率	自主防災組織の育成を図り、組織結成率の向上を促進し、市民の防災意識の高揚を図る。	32.2%	45.0%
	■ 3	登録制メール配信サービス登録者率	メール配信サービスの促進を図り登録者の増加を目指す。	3.0%	5.9%
	■ 4	防犯カメラ設置台数	防犯カメラの設置を推進する。	85 台	181 台
	■ 5	65 歳以上の交通事故発生率	高齢者運転免許自主返納支援制度の啓発を推進し、高齢者運転事故発生率の減少を図る。	2.1%	1.8%

施策の内容 (2) 高齢者福祉の充実

■ 1 生きがいつくりの推進

①健康・生きがいつくりの支援 2-3-2-1-1

- ・高齢者の健康づくりと生きがいつくりを支援するため、高年クラブ活動を通して、多様な地域活動を推進するとともに、高齢者が健康で心豊かに過ごせる地域社会づくりに努めます。
- ・ボランティア活動やサークル活動など、様々な活動への参加機会の充実を図ります。

②就労の支援の充実 2-3-2-1-2

- ・高齢者が自己の経験や能力を生かし、積極的に社会参加ができる地域づくりを促進します。
- ・超高齢社会における就労の機会と雇用の促進を図るとともに、シルバー人材センターの充実を促進します。

■ 2 高齢者の生活支援

①介護予防体制の推進 2-3-2-2-1

- ・高齢者の健康を維持するため、介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等を開催し、介護予防に向けた取組が、より主体的に実施される地域づくりを推進します。
- ・地域の集会所等において、介護予防に関する出前講座を実施し、高齢者の生活機能の維持・向上のため介護予防に関する知識の普及・啓発活動を推進します。
- ・徒歩圏内で通える体操教室の会場を増やし、より身近な地域での介護予防が実践できる環境づくりに継続的に取り組みます。
- ・地域からの情報等を活用して、支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動につなげます。

②買物弱者の支援 2-3-2-2-2

- ・身近な生活物資の購入に不便や苦勞を感じている高齢者などに対し、その生活を支援するサービスの提供に努めます。

■ 3 在宅福祉の充実

①在宅介護サービスの基盤の充実 2-3-2-3-1

- ・家族の介護負担の軽減を図るため、介護用品の助成や理髪サービス等を実施し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができるよう、介護する家族等を多方面から支援します。
- ・在宅介護をする家族の身体的、精神的及び経済的な負担軽減のため、相談窓口の機能強化や情報の提供に努めるとともに、地域の中で活動している民生委員・児童委員などとの連携により、相談体制の充実を図ります。

②在宅福祉サービスの充実 2-3-2-3-2

- ・介護保険で「要支援」または「要介護」に該当と判定された高齢者が、地域社会において快適な生活を送ることができるよう、各種ニーズに対応しながらホームヘルプサービスやデイサービスなどを実施し、在宅での生活を支援します。
- ・ひとり暮らしの高齢者を地域ぐるみでサポートするため、地域の民生委員・児童委員の協力の下に、定期的な地域情報・行政情報の提供を通じた安否確認を行うなど、地域での見守り体制の充実を図ります。また日常生活上の緊急事態に対応するため、緊急通報体制の充実に努めます。
- ・栄養管理が必要な高齢者を対象に、栄養バランスのとれた食事サービスの提供を行い、自立した日常生活を支援します。

■4 福祉施設の充実

①地域密着型サービスの充実 2-3-2-4-1

- ・介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活が維持できるよう地域密着型サービスの充実を図ります。

②施設サービス利用の支援 2-3-2-4-2

- ・高齢者の疾病の治療、機能回復訓練のため、医療機関などへの通院・通所にかかる交通費の一部を助成し、高齢者福祉の増進を図ります。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(2)	■1	高年クラブの社会参加活動回数	多世代交流や地域貢献などに資する高年クラブの活動を支援し活動回数の増加を目指す。	37回	44回
	■2	出前講座実施会場数	より身近な地域の会場での介護予防活動を推進するため、実施会場の増加を図る。	10会場	14会場
	■3	配食サービスの利用者数	地域における自立した日常生活を支援するため、配食支援の利用者増加を図る。	29人	54人
	■4	地域密着型サービス施設数	住み慣れた地域で自立した生活が維持できるよう地域密着型サービス施設数の増加を目指す。	11施設	16施設

施策の内容 (3) 障がい者福祉の充実

■ 1 障がい者福祉の推進

①計画・制度の推進 2-3-3-1-1

- ・「つくばみらい市障がい者計画」, 「つくばみらい市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」に基づき, 体系的な障がい者福祉施策を推進します。
- ・障がいのある人やその家族等を対象に, 経済的・精神的負担の軽減が図れる制度を周知し, 暮らしの安定が図られるよう支援します。
- ・日常生活上の便宜を図るため, 障がいの特性に応じた補装具や日常生活用具の給付, 福祉用具・機器に関する相談・情報提供体制の充実に努めます。

②施設の充実 2-3-3-1-2

- ・公共施設や道路のバリアフリー化を進め, かつ, すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- ・常時介護を必要とする身体障がいのある人, 知的障がいのある人及び精神障がいのある人が, 住み慣れた地域で機能訓練, 創作的活動等の日中活動ができる場の確保の充実に努めます。

③施設サービスの充実 2-3-3-1-3

- ・地域の実情に応じて, 障がいのある人を対象とした, 創作的活動や生産活動の機会の提供及び社会との交流促進等を行う地域活動支援センター機能を充実・強化し, サービス提供体制の向上に努めます。
- ・障がい者施設の利用促進を図るため, 情報提供を行い, 事業所の継続的な運営と障がいのある人の日中活動の場の確保に努めます。

■ 2 社会参加の促進

①外出等日常生活の支援 2-3-3-2-1

- ・障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため, 社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。

②参加機会の確保 2-3-3-2-2

- ・障がいのある人が, 地域とのつながりを持ちながら, いきいきとした暮らしが送れるよう, 社会参加しやすい環境整備に努めます。

■ 3 相談体制・情報提供の充実

①就労等の情報提供の充実 2-3-3-3-1

- ・障がいのある人が必要とする情報を把握するとともに, 障がいのある人やその家族が容易に情報を入手できるよう, 障がいの特性に配慮した情報提供の手段の確保に努めます。
- ・福祉関係機関, 労働関係機関及び特別支援学校等と連携を強化することで, 障がいのある人の雇用の促進に努めます。

②相談体制の充実 2-3-3-3-2

- ・障がいのある人が、身近なところで総合的な相談が受けられるよう、相談体制の充実を図るとともに周知に努めます。

③障がい者スポーツの啓発 2-3-3-3-3

- ・障がいのある人が、個々の障がいの特性に合ったスポーツに親しむことができるよう、多様な障がい者スポーツの啓発を図ります。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(3)	■ 1	訪問系サービスの実利用者数	訪問系サービス1年当たり約6件の増加を目指す。	50人/月	80人/月
	■ 2	日中活動系サービスの実利用者数	日中活動系サービス1年当たり約15件の増加を目指す。	201人/月	290人/月
	■ 3	相談支援の実利用者数	計画相談支援1年当たり約25件の増加を目指す。	260人/月	410人/月

施策の内容 (4) 地域福祉の推進

■ 1 地域福祉推進体制の整備

①地域福祉計画の展開 2-3-4-1-1

- ・「つくばみらい市地域福祉計画」に基づき、地域の参画と協働による地域福祉推進体制を構築し、総合的な地域福祉を推進します。
- ・市民の協力を得ながら様々な福祉サービスの充実を図り、地域の中で誰もが安心して暮らせる地域ケアシステムの体制の強化を図ります。

②人材育成の推進 2-3-4-1-2

- ・地域を拠点に活動する民生委員・児童委員等の研修活動等に対する情報提供や講師派遣などにより、一層の資質向上を図ります。
- ・高齢者、障がいのある人の日常生活の支援や社会参加機会の拡大を図るため、関係機関と連携し、地域で活動するホームヘルパーや外出時の支援者、手話通訳者等の養成・確保に努めます。

③市民の福祉意識の啓発 2-3-4-1-3

- ・世代を超えて幅広く交流できる機会の拡充や福祉教育の充実、啓発活動等を通じて市民の福祉に対する理解と意識の高揚に努めます。

■ 2 地域福祉活動の推進

①関係機関・団体との連携 2-3-4-2-1

- ・つくばみらい市社会福祉協議会との連携を密にしながら、福祉サービスの円滑な実施に努め、地域福祉の充実を推進します。
- ・地域の実情に精通した福祉団体への活動支援を行い、地域に根ざした福祉行政を推進します。

②多様な市民活動への支援 2-3-4-2-2

- ・保健・医療、教育分野と連携して、学校、家庭、地域社会、職場において福祉に関する啓発を進め、地域住民の自主的な地域福祉活動への参加を推進します。
- ・地域福祉を支える人材を育成するために、つくばみらい市社会福祉協議会をはじめとした各種団体と連携し、人材育成教室等の開催に努めるとともに、様々な経験を持った地域人材の登録、活用ができる体制づくりを推進します。
- ・総合福祉施設きらくやまふれあいの丘を、地域福祉の拠点として、世代相互の交流を図ります。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(4)	■ 1	民生委員・児童委員研修回数	茨城県主催の研修・講演会への参加、民生委員・児童委員協議会定例会時の研修会開催の回数の増加を目指す。	8回/年	12回/年
	■ 2	きらくやまふれあいの丘利用者数	利用者数約3%の増加を目指す。	155,812人	160,500人

施策の内容 (5) 社会保障の充実

■ 1 国民健康保険制度及び国民年金制度の健全な運営

①経営の健全化 2-3-5-1-1

- ・適正な保険給付及び保険税の公平かつ適正な賦課徴収，収納率向上対策及び医療費適正化対策等の経営努力を推進し，適正かつ安定的な事業運営を図ります。

②医療費の適正化 2-3-5-1-2

- ・国民健康保険制度の理解を深めるため，市民に対する啓発に努めます。
- ・疾病の早期発見・早期治療を奨励し，健康づくりのための保健事業の充実を図り，医療費の削減に努めます。

③被保険者福祉の向上 2-3-5-1-3

- ・出産育児一時金・葬祭費の給付等を行い，被保険者の生活の安定と福祉の向上に努めます。

④国民年金制度の啓発及び受給権確保 2-3-5-1-4

- ・国民年金制度の理解を深めるため，広報紙やパンフレット等により制度の啓発に努めます。
- ・受給権確保のため，関係機関と連携協力して相談業務の充実を図ります。

■ 2 介護保険制度の健全な運営

①地域支援体制の整備 2-3-5-2-1

- ・市民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため，総合相談支援，介護予防ケアマネジメント，権利擁護，包括的・継続的なケアマネジメント支援を一体的に行う中核的な機関として設置された，地域包括支援センターの運営について適切に関与します。
- ・在宅での高齢者やその家族等が，保健・医療・福祉の各サービスを総合的かつ効果的に受けられるよう，地域包括支援センターを核とした相談・支援・連絡体制の充実とともに，介護サービスを必要とする高齢者やその家族に最も適した在宅介護サービスの提供に努めます。

②サービス提供体制の改善 2-3-5-2-2

- ・要介護認定者数，サービス利用者数，市民の要望等から，介護施設等の整備や介護サービスの提供など，計画的な介護事業を推進するため，「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を3年ごとに策定し，地域の実情に即した介護保険制度の適正な運営に努めます。
- ・介護保険に関する利用者やその家族等からの苦情を受け付け，必要な関係機関との連絡調整を行い，介護サービス事業者の適正な運営を確保します。

③介護保険制度の円滑な運営 2-3-5-2-3

- ・介護保険制度の適正な運営のため，被保険者の資格管理をはじめ，適正な要介護・要支援認定，保険料の賦課，保険料の徴収などを行います。

- ・介護給付が適切に行われているか把握するため、ケアプランの調査や国民健康保険団体連合会からの給付費適正化システムを活用し、各サービス事業所等のサービス提供が適切に行われ正確な請求がされるよう指導します。

■ 3 低所得者福祉の充実

①生活相談の強化 2-3-5-3-1

- ・要保護世帯への訪問調査により生活状況を的確に把握し、関係諸制度及び福祉施策の有機的活用を図りつつ、適切な生活指導を実施します。
- ・生活困窮者に対する支援の充実を図るため、つくばみらい市社会福祉協議会や関係機関と連携を図りながら、必要なサービスや情報を適切に組み合わせて提供できる相談体制を推進します。

目標指標

項	目	指標名	指標値の考え方	実績値 2016年度 (H28年度)	目標値 2022年度
(5)	■ 1	特定健康診査受診率	毎年 3.7 ポイントの増加を目指す。	34.1%	56.3%
	■ 1	特定保健指導実施率	毎年約 6.7 ポイントの増加を目指す。	13.0%	53.2%
	■ 2	要介護認定率	高齢者の健康確保を目指し、要介護認定率の増加の抑制を目標とする。	13.2%	14.8%
	■ 3	就労支援事業による就労者数	生活保護受給者等就労自立促進事業及び生活困窮者自立支援事業における新規就労者数を増やすことで就労による自立の助長を図る。	7人	10人